

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和二十二年七月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第五条 教育長の給与等に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百十」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。